

主要農作物種子法復活を求める意見書

主要農作物種子法(種子法)は、1952年に制定され、稲・麦・大豆の品種開発と安定供給に貢献してきた法律である。国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にし、日本の農業、食の安全を守るために貢献してきた。

しかし、2018年4月1日付で、国会において種子法が廃止された。附帯決議はあるものの、都道府県が行ってきた種子の改良や安定供給の取り組みに法的な裏付けがなくなり、後退してしまうのではないかという不安が広がっている。さらに、地域の共有財産である「種子」を民間に委ねた場合、外資系事業者の独占や、改良された新品種に特許がかけられる心配があり、農業者や消費者への影響が強く懸念されている。そのため、長野県議会や愛知県議会をはじめ、62もの地方議会が、国や国会に対して廃止反対の意見書をあげた。

種子は、農業や食糧生産の基盤であり、国民の共有財産である。

よって、町田市議会は、国に対し、日本の農業と食の安全を守るため、種子法の復活を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。